

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 9 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

荒木集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 0 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・農作業受委託や農業用機械の共同利用を行っている。今後も継続していく。
- ・肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を行っている。今後も継続していく。
- ・シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・農地・水・環境保全を活用し、用排水の整備を行っている。また、畦畔の草

(別紙)

刈等の労働力を軽減するため防草シートを張っている。今後も継続していく。  
・集積・集約を図り、面積の拡大を行っていく。